

国産畜産物安心確保等支援事業実施要綱

平成22年4月23日付け22農畜機第262号
改正平成23年4月1日付け22農畜機第4376号
改正平成24年4月1日付け23農畜機第5211号
改正平成25年4月1日付け24農畜機第5295号
改正平成26年3月31日付け25農畜機第5487号
改正平成27年4月1日付け26農畜機第5715号
改正平成28年3月29日付け27農畜機第5512号
改正平成29年3月24日付け28農畜機第6396号
改正平成30年3月19日付け29農畜機第6546号
改正平成31年3月26日付け30農畜機第7280号
改正令和2年3月25日付け元農畜機第7816号
改正令和3年3月30日付け2農畜機第7025号
改正令和4年3月25日付け3農畜機第6744号
改正令和5年3月27日付け4農畜機第7114号
改正令和6年3月25日付け5農畜機第8494号
改正令和7年3月27日付け6農畜機第8474号
改正令和7年7月22日付け7農畜機第2932号
改正令和7年7月23日付け7農畜機第2949号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、家畜個体識別システムの円滑な運用の確保、鳥インフルエンザや自然災害の発生時に対応した食鳥の円滑な集荷及び処理体制の整備等の支援、口蹄疫及び豚熱等家畜疾病の発生に備えた国産食肉の安全・安心に係る情報収集・普及、豚熱経口ワクチンの導入・保管や効率的かつ効果的な散布の実証、ランピースキン病まん延防止等への対応を支援する取組等に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって国産畜産物の安心確保と安定供給に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体及び事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施及び補助金交付の手続等については、事業の種目ごとに次に定めるとおりとする。

1 家畜個体識別システム定着化事業

家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を図るため、生産者等が牛トレーサビリティ制度を的確に実施するための取組を支援する事業であり、別添1のとおり。

2 緊急時生産流通体制支援事業

(1) 緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業

鳥インフルエンザや自然災害の発生時に対応した食鳥の円滑な集荷・処理体制の整備等を支援する事業であり、別添2のとおり。

(2) 緊急時食肉安全性等情報提供事業

口蹄疫、豚熱及び鳥インフルエンザ等の発生に備えた、国産食肉の安全・安心に係る情報収集、消費者への普及等を支援する事業であり、別添3のとおり。

3 家畜疾病拡大影響抑制対策事業

(1) 野外環境リスク低減対策事業

豚熱経口ワクチンの導入・保管並びに効率的かつ効果的な散布の実証及び省力化を図るための取組を支援する事業であり、別添4のとおり。

(2) ランピースキン病まん延防止自主対策促進事業

ランピースキン病に感染等した牛を自主的にとう汰した牛の生産者が牛を再導入して経営継続する取組を支援する事業であり、別添5のとおり。

第2 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（平成22年4月23日付け21農畜機第262号）

- 1 本要綱は、平成22年4月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

- 2 本要綱の施行により、家畜個体識別システム定着化事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）、高病原性鳥インフルエンザ防疫体制確立事業（平成19年3月19日付け18農畜機第4414号）、BSE発生農家経営再建支援等事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）、産業動物獣医師修学資金給付事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）、生乳検査精度管理強化事業実施要綱（平成20年4月22日付け20農畜機第336号）及び乳製品国際規格策定活動支援事業実施要綱（平成20年4月22日付け20農畜機第337号）（以下「旧要綱」と総称する。）は、廃止する。
- 3 2の規定により廃止される前の旧要綱の規定に基づき交付決定され、又は事業計画の承認を受けた事業の実施については、なお従前の例による。
- 4 社団法人中央畜産会（昭和30年12月1日に社団法人中央畜産会という名称で設立された法人をいう。以下「中央畜産会」という。）は、平成21年度事業をもって、2の規定により廃止する前の高病原性鳥インフルエンザ防疫体制確立事業実施要綱第2の規定に基づく鳥インフルエンザ防疫強化対策基金及び希少育種資源増殖回復特別対策基金を閉鎖し、基金の残額を速やかに機構へ返還するものとする。
- 5 中央畜産会は、平成21年度事業をもって、2の規定により廃止される前の産業動物獣医師修学資金給付事業実施要綱第2の規定に基づく産業動物獣医師修学資金基金を閉鎖し、基金の残額を速やかに機構へ返還するものとする。
- 6 2の規定により廃止される前の産業動物獣医師修学資金給付事業実施要綱に基づいて給付対象者になった者の取扱いについては、なお従前の例による。
- 7 別添5の産業動物獣医師修学資金給付事業において、前年度と当該年度の事業実施主体が異なる場合、前年度の事業実施主体は、当該事業に関する権利義務の承継等を的確に行うとともに、その結果を遅滞なく、独立行政法人農畜産業振興機構理事長に報告しなければならない。
- 8 財団法人日本乳業技術協会（昭和32年4月1日に財団法人日本乳業技術協会という名称で設立された法人をいう。）は、平成21年度事業をもって、2の規定により廃止される前の生乳検査精度管理強化事業実施要綱第2の規定に基づく生乳検査精度管理強化基金及び乳製品国際規格策定活動支援事業実施要綱第2の規定に基づく乳製品国際規格基金を閉鎖し、基金の残額を速やかに機構へ返還するものとする。

附 則（平成23年4月1日付け22農畜機第4376号）

- 1 この要綱の改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱の別添2の家畜飼養管理国際基準等対応推進事業の第6の4の実績報告及び第7の帳簿等の整備保管等については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の要綱の別添3の高病原性鳥インフルエンザ防疫体制確立事業の第6の4の事業の実績報告、第7の運営状況の報告及び第8の消費税及び地方消費税の取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 この要綱による改正前の要綱の別添6の生乳検査精度管理強化事業の第6の4の実績報告及び第7の帳簿等の整備保管等については、なお従前の例による。
- 5 この要綱による改正前の要綱の別添7の乳製品国際規格策定活動支援事業の第6の4の実績報告及び第7の帳簿等の整備保管等については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日付け23農畜機第5211号）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度に終了した事業については、この要綱による改正前の国産畜産物安心確保等支援事業実施要綱（平成22年4月23日付け22農畜機第262号）の別添1の第3、別添2の第3、別添4の第3、別添5の第3、別添6の第3の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第5295号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成26年3月31日付け25農畜機第5487号）

この要綱の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日付け26農畜機第5715号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成28年3月29日付け27農畜機第5512号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 平成27年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成29年3月24日付け28農畜機第6396号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成30年3月19日付け29農畜機第6546号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成31年3月26日付け30農畜機第7280号）

- 1 この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和2年3月25日付け元農畜機第7816号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和3年3月30日付け2農畜機第7025号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和4年3月25日付け3農畜機第6744号）

この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日付け4農畜機第7114号）

この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日付け5農畜機第8494号）

- 1 この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 令和5年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和7年3月27日付け6農畜機第8474号）

- 1 この要綱の改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和7年7月22日付け7農畜機第2932号）

この要綱の改正は、令和7年7月22日から施行する。

附 則（令和7年7月23日付け7農畜機第2949号）

この要綱の改正は、令和7年7月23日から施行する。